

甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領

平成30年12月18日

教育委員会告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、甲賀市図書館（以下「図書館」という。）において配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、民間に情報発信の場及び地域貢献の機会を提供するとともに、雑誌コーナーの充実及び図書館サービスの活性化を図るため、甲賀市広告掲載要綱（平成19年甲賀市告示第82号。以下「広告掲載要綱」という。）第4条の規定に基づき、図書館の雑誌広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー 市民の生涯学習の機会を支援することを目的として、図書館に雑誌を提供する者をいう。
- (2) 雑誌スポンサー制度 図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌スポンサーの広告を掲載した当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーになることができる者は、企業、個人の事業者、団体、個人その他の教育委員会が適当と認める者とする。ただし、甲賀市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）第2条に該当する業種又は事業者に係るものは対象としない。

(広告掲載の内容)

第4条 掲載する広告の内容は、図書館の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。ただし、その内容が広告掲載要綱第3条又は広告掲載基準第3条に該当するものは、広告の掲載をしない。

(広告の掲載)

第5条 提供雑誌における雑誌スポンサーの広告の掲載方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサーの名称（会社名を含む。以下同じ。）を掲載する。
 - (2) 提供雑誌を配置する書架に雑誌スポンサーの名称を掲載する。
 - (3) 図書館ホームページに提供雑誌名及び当該雑誌スポンサーの名称を掲載する。
 - (4) 提供期間内の雑誌のバーコード付近に雑誌スポンサーの名称を掲載する。
- 2 雑誌スポンサーは、最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入することができる。
 - 3 前項に規定する広告チラシは、日本工業（J I S）規格A5サイズ以下で、片面印刷とし、雑誌スポンサーが作成するものとする。
 - 4 提供雑誌に掲載する雑誌スポンサーの名称は、同一の名称を用いるものとする。
 - 5 雑誌スポンサーは、希望により広告を掲載しないことができるものとする。

（募集及び応募方法）

第6条 雑誌スポンサーの募集は市広報紙、図書館ホームページその他の方法により行うものとする。

- 2 募集内容及び応募方法は、別途募集要領で定める。

（申込み及び決定）

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が募集する雑誌の中から希望する雑誌を選択し、広告掲載を希望する年度の前年度の1月末日（当該年度に広告掲載を希望する場合には、当該年度の4月、7月又は10月の各末日）までに、図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。この場合において、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申込みの早い者を優先するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みを受けた場合は、その内容を広告掲載要綱第10条に規定する甲賀市広告事業審査会（以下「審査会」という。）で審査し、適正と認めるときはこれを決定し、当該申込みを行った者に、図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 掲載が決定された雑誌スポンサーは、教育委員会に対し、前項の通知を受け取った後速やかに、図書館雑誌スポンサー承諾書（様式第3号）を提出しなければならない。

(費用の負担)

第8条 前条第2項の規定により決定を受けた雑誌スポンサーは、雑誌の購入に要する費用を負担するものとする。

2 雑誌スポンサーは、雑誌の購入に係る費用を当該雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

(雑誌の所有権)

第9条 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌の所有権は、教育委員会に帰属するものとする。

(雑誌スポンサーの期間)

第10条 雑誌スポンサーとなる期間は、原則として1年間(4月1日～翌年3月31日)とする。ただし、年度途中の広告掲載の決定については、雑誌スポンサーとして決定した月の翌月から当該年度の末日までとする。

2 雑誌スポンサーが前項の期間の継続を希望する場合は、1年を単位としてその期間を延長することができる。

3 雑誌スポンサーからの年度途中での取りやめは認めない。

(広告チラシ内容の変更)

第11条 広告チラシの内容を変更するときは、あらかじめ図書館雑誌スポンサー広告変更届(様式第4号)を教育委員会に提出し、その内容について教育委員会の承認を受けなければならない。

(広告掲載の中止)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサー期間中であっても、広告の掲載を中止することができる。

(1) 雑誌スポンサーが広告掲載基準第2条に該当するとき。

(2) 広告内容が広告掲載要綱第3条又は広告掲載基準第3条に抵触するとき。

(3) 雑誌スポンサーから図書館雑誌スポンサー広告中止申出書(様式第5号)による申請があったとき。

(雑誌スポンサーの責務)

第13条 広告の内容に関する責任は、雑誌スポンサーが負うものとする。

2 広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担により解決するものとする。

- 3 広告掲載する場合の原稿作成費用は、雑誌スポンサーが負担するものとする。
- 4 広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は広告掲載要綱の規定を適用する。

- 2 前項に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

年 月 日

図書館雑誌スポンサー申込書

甲賀市教育委員会 あて

住所又は所在地

〒

名 称

氏名又は代表者名

㊞

連絡先 電 話

F A X

甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領第7条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、広告掲載期間途中での取りやめはいたしません。

1. 希望する雑誌の名称と対象図書館

雑誌の名称	対象図書館

2. 広告掲載期間 年 月 日から 年 3月31日

3. 広告等の掲載（希望するものに○をつけてください）

希望	掲載の内容
	雑誌最新号カバー表面へのスポンサーの名称の掲載
	雑誌書架への雑誌スポンサーの名称の掲載
	図書館ホームページへのスポンサーの名称の掲載
	雑誌バーコード付近へのスポンサーの名称の掲載
	雑誌最新号カバー裏面への広告チラシの掲載

4. 添付書類（雑誌最新号カバー裏面への広告チラシの掲載を希望される場合）

広告チラシの原稿案（日本工業（J I S）規格A5サイズ以下）2枚

第 号
年 月 日

図書館雑誌スポンサー決定通知書

様

甲賀市教育委員会 印

年 月 日付けの申込みについて、次のとおり決定したので、甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領第7条第2項の規定により通知します。

1. 決定区分

【 採用 ・ 不採用 】

不採用の理由：

2. 雑誌の名称と対象図書館

雑誌の名称	対象図書館

3. 提供期間 年 月 日から 年 3月31日まで

4. その他

- (1) 提供された雑誌の所有権は、教育委員会に帰属します。
- (2) 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取扱いについては、館長が決定します。
- (3) 提供する雑誌が休刊になる等、雑誌の提供ができなくなる場合は、館長と協議してください。
- (4) 広告チラシの内容を変更しようとする場合は、図書館雑誌スポンサー広告変更届（様式第4号）を提出してください。

図書館雑誌スポンサー承諾書

甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領第7条第3項の規定により、次のとおり承諾します。

住所又は所在地

〒

名 称

氏名又は代表者名

⑩

1. 次に掲げる要綱その他の事項を遵守します。
 - ア 甲賀市広告掲載要綱及び甲賀市広告掲載基準
 - イ 甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領

2. 甲賀市広告掲載要綱、甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領等に定めのない事項については、館長と雑誌スポンサーにおいてその都度別に協議します。

3. 図書館が広告の掲載されている雑誌を使用することを不適切と認めるときは、その雑誌の使用が中止されることを承諾します。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

図書館雑誌スポンサー広告変更届

甲賀市教育委員会 へ

住所又は所在地

〒

名 称

氏名又は代表者名

印

連絡先 電 話

F A X

甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領第11条の規定により、次のとおり広告チラシの変更を届け出ます。

1. 変更を希望する雑誌の名称と対象図書館

雑誌の名称	対象図書館

2. 変更を希望する月 年 月から

3. 添付書類

変更する広告チラシの原稿案（日本工業（JIS）規格A5サイズ以下）2枚

備考 変更を希望する月の前々月末日までに変更届を提出してください。

年 月 日

図書館雑誌スポンサー広告中止申出書

甲賀市教育委員会 あて

住所又は所在地

〒

名 称

氏名又は代表者名

㊞

連絡先 電 話

F A X

甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領第12条の規定により、次のとおり広告の中止を申し出ます。

1. 広告中止を希望する雑誌の名称と対象図書館

雑誌の名称	対象図書館

2. 広告中止を希望する月

年 月から

備考 広告中止を希望する月の前々月末日までに中止申出書を提出してください。